

第16回 八代市住民自治推進団体連絡会議 会議録

開催日時	平成26年7月18日（金）10:00～11:40
開催場所	市役所本庁舎5F大会議室A

■ 出席委員

座長	徳田 武治	委員	坂井 龍祐	委員	宮部 光輝
副座長	堀田 陽子	〃	園川 照	〃	今田 史昭
委員	豊島 政吉	〃	岩崎 敏勝	〃	米田 常男
〃	田浦 朴	〃	平田 啓爾	〃	井上 篤子
〃	大原 友春	〃	松永 松喜	〃	西濱 昭則
〃	白石 善吾	〃	橋本 一一	〃	畑中 一喜
〃	澤田 司	〃	満島 進	〃	橋口 尚正
〃	前田 秀康	〃	早瀬 洋志	〃	近松 夫士治
〃	福田 信一	〃	福嶋 達期	〃	下村 元子
〃	藤里 公彦	〃	畑中 正人	〃	坂本 一矢
〃	吉井 一利	〃	田中 政美		

■ 欠席団体

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク代表

■ 出席職員

<p>《担当部課》</p> <p>市民協働部長 池田 孝則</p> <p>市民協働部次長 脇坂 裕</p> <p>市民協働部次長 堀 康彦</p> <p>市民協働部理事 石躍 孝三</p> <p>市民活動支援課長 澤田 宗順</p> <p>〃 課長補佐 上野 信</p> <p>〃 課市民活動支援係長 村上 修一</p> <p>〃 参事 牛田 博之</p> <p>〃 主任 山村 早智子</p> <p>〃 主任 藤本 裕之</p> <p>〃 主事 鶴山 朋子</p> <p>《第1期先行地域》</p> <p>金剛出張所長 平野 伸好</p> <p>二見出張所長 大谷 栄樹</p>	<p>《第2期先行地域》</p> <p>太田郷出張所長 小山 弘行</p> <p>八千把出張所長 寺田 基一郎</p> <p>昭和出張所長 角田 浩二</p> <p>千丁支所総務振興課係長 松岡 長武</p> <p>《第3期先行地域》</p> <p>高田出張所長 坂井 健治</p> <p>郡築出張所長 湯野 英二</p> <p>宮地出張所長 田島 功一郎</p> <p>坂本支所総務振興課係長 松田 薫</p> <p>鏡支所総務振興課係長 山本 康博</p> <p>泉支所総務振興課係長 坂崎 伸治</p>
---	--

■ 傍聴者

なし

■ 協議事項

議 題

- ①住民自治によるまちづくり行動計画（後期）策定スケジュールについて
- ②行動計画（後期）の内容について
- ③住民説明会のスケジュール調整について

その他

- ①H25 年度開催の委員報酬について
- ②地域要望制度について

■ 議事録

（事務局）

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より第16回八代市住民自治推進団体連絡会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を努めます、市民協働部、市民活動支援課の澤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に、委員さんの変更がっておりますのでご紹介いたします。会議次第の2ページ、一枚めくっていただければと思いますが、2ページのところに、八代市住民自治推進団体連絡会議委員名簿ということで掲載させております。この中の役職のところに網掛けで入っているところがあるかと思ひます。その方が新たに交代されました委員さんですので、ここでご紹介ということにさせていただきますと思ひます。

それでは、会議次第にそって進めさせていただきます。まず、市民協働部長池田がご挨拶を申し上げます。

（市民協働部部長）

【部長挨拶】

（事務局）

それでは次に、この会議を運営するにあたりまして、座長及び副座長をお願いしております。これまで副座長に山市婦連会長をお願いしておりましたけれども、このたびの委員の変更にもないまして、副座長が不在となっておりますので、その補充が必要となります。本会議設置要領第4条第1項で「副座長は委員の互選によって定める」というふうになっておりますが、どなたかご推薦をいただけないでしょうか。

（委 員）

趣旨はよくわかりますが、事務局の方で腹案があれば、発表していただければ、

それに賛同すると思いますが。いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今、事務局案をとということで発言がございましたけれども、事務局の方から、提案申し上げましてよろしいでしょうか。

(委員)

<一同、「はい」>

(事務局：課長)

はい。それでは、一応事務局案としまして、各地域で身近な生活課題や地域課題に取り組み、婦人活動の代表として、また各種団体とも連携を深めて活動されている、八代市地域婦人会連絡協議会長の堀田陽子さんを推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

<一同、拍手>

(事務局：課長)

はい、ありがとうございます。それでは、堀田会長さんに、副座長の席に移動していただければと思います。堀田副座長におかれましては、いくつもの役員を担っておられ、非常にお忙しいかと思っておりますけれども、本市の新たなまちづくりについての協議となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、副座長のほうに一言、ちょっとで結構ですので、ご挨拶いただければと思います。

(副座長)

本年度4月から八代市地域婦人会の会長を仰せつかっております、堀田陽子と申します。不慣れでございます、大役でございますけれども、皆さんよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは議題に入りますけれども、これからの進行は、本会議設置要領第5条によりまして、徳田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(座長)

はい。それでは、進める前にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆さん、御多忙のところご苦労さんです。ありがとうございます。先ほど、部長も挨拶をいたしましたように、一年前倒して21校区がまちづくり協議会を立ち上げました。

これもひとえに、推進34団体の皆様のご協力の賜物と、そういう風に思っているところです。と申しますのも、いろいろな難しい問題があつて設立をいたしました。さて、皆さん。いろいろな問題を飲み込んでいただいたのか、吐き出して進まれたのか。さあ、どうなのでしょう。

立ち上がるには立ち上がりました。しかし、決して順風満帆とは言えません。各校区において模索しながら、住民自治を進めている、まさに途についたばかりです。今から皆さんにいろいろな案件をおはかりして参りますが、どうか高い配慮で、皆さんいろいろ意見を出して、よりよいまちづくりを進めていくようにしたいと思いますので、どうかひとつご協力のほどお願い申し上げます。簡単ですけど、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、さっそく、議事に入ってまいりたいと思います。さあ皆さん、議題の内容は、住民自治によるまちづくり行動計画（後期計画）策定スケジュール、2つ目、行動計画の内容について、3点目、住民自治のスケジュール調整についてという3点に絞って、皆さんにいろいろご意見を出していただきます。しかし、時間は腹時計のなる頃までには終わりたいとそういう風に思っておりますので、どうか一つよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議題に入ります。まず1点目、住民自治によるまちづくり行動計画（後期）の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願い申し上げます。

議題1 住民自治によるまちづくり行動計画（後期）の策定スケジュールについて

（事務局）

みなさん、おはようございます。それでは、議題の1項目目でございます、住民自治によるまちづくり行動計画（後期）の策定、想定スケジュールについてご説明を申し上げます。資料は、こちらの一枚もののスケジュールという表、鯉のぼりみたいな、こちらを使って説明していきたいと思います。いよいよ、住民自治によるまちづくり行動計画の前期の期間を今年度で終了いたしまして、来年度には後期の計画期間ということになってまいります。そのため今年度中に後期の計画を策定する必要がございます。大まかなものなんですけれども、その策定スケジュールを簡単にこれから説明をしてまいりたいと思います。

4月より、策定に向けた作業を進めまして、約3ヶ月ほどかけて、大まかな概要と申しますか、素案を取りまとめましたので、本日、団体連絡会議、この場にお示しをさせていただくということになります。また、並行しまして現在、議会でありますとか、地域審議会、来週から始まりますが、そちらにもこれから適宜説明をおこなって参るということになります。後ほど詳しくご説明をさせていただきますけれども、一応8月、9月を駆けまして、これからご説明をいたします後期計画の概要についての住民説明会をさせていただこうと考えております。また、いただいたご意見を基に取りまとめ作業をおこないまして、予定といたしましては、11月にですね、パブリックコメント、いわゆる意見の公募を行ってまいります。出されたご

意見をさらに今後取りまとめまして、予定では、来年の1月には、本日の団体連絡会議を再度開催をさせていただきまして、最終的なご提案を1月に行うということでございます。

予定としましては、市の政策決定機関でございます、政策会議に諮るんですけども、その前に議会などにもご提案をさせていただきまして、3月中には政策決定して、4月より後期計画をスタートさせたいと考えているところでございます。説明は以上で終わります。

(座 長)

はい。ただいま事務局のほうから、1点目について、行動計画、後期の行動計画について説明を申し上げましたが、皆さん、何かご意見ご質問ございましたら、遠慮なくどうぞ、おっしゃってください。

(委 員)

内容がわかりませんので、賛成も反対も言えません。

(座 長)

ということです。

(事務局)

今のは大まかな策定スケジュールということですので、今のは報告ということで、聞いていただければというふうに思います。

(座 長)

というふうに事務局からもありましたが、聞き置くだけで結構ですよと、そういうようなことでございますけど。

(委 員)

2番にいつてよかとじゃなかですか。

(座 長)

よろしゅうございますか。

(委 員)

先ほど前期は26年度で終了ということでしたが、27年度の策定が一年間で、前期は何年で終了ですか。

(座 長)

前期は何年で終了したのか。

(事務局)

はい。前期計画が平成 22 年度からスタートいたしまして、今年度が最終年度ということになります。

(座 長)

26 年度が最終年度と。

(事務局)

5 カ年計画ということでございます。

(委 員)

そうすると、後期も 5 年くらいかかるわけですか。

(事務局)

さようでございます。

(座 長)

後期は 27 年から 31 年までと。やはり 5 カ年と。

(委 員)

では、この 1 年間で、ある程度の骨子をまとめるというような準備段階ですか。

(事務局)

はい、さようでございます。骨子はですね、平成 19 年に基本指針という形で大まかな概要の計画を作りまして、前期計画というのは具体的な施策を載せまして、今度は後期の具体的な施策を計画に載せるということでございます。

(座 長)

よろしゅうございますか。具体的施策に載せると。

(委 員)

わかりました。資料が少なかったもので。

(委 員)

ちょっといいですか。5 年計画というのはね、少し長すぎではありませんか。3 年程度でやっていったほうがよろしいんじゃないですか、どうですかね。

(座 長)

事務局、ただいま質問わかった？5 年は長いのではないかと。3 年くらいがいいんじゃないか。というようなお尋ねですけど。

(事務局)

はい、確かにそういった側面もあろうかというふうに思います。実は、基本指針というものを平成19年に策定をいたしまして、その際に10年計画を位置づけさせていただきました。それを前期と後期にその時位置づけさせていただいてますので、その計画に基づきまして、今回前期、次が後期ということで策定をしたということになります。ただこれは、必ずそうしなさいとうことではございませんので、皆さん方から意見をたくさんいただいて、やはり3年計画がよい。また3年計画ということで、3年3年にしなさいという意見が大勢を絞めれば、その方向で変更をするということも検討せざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

(座長)

みなさん、いかがでございましょう。前期5カ年、27年度からまた新たに5カ年。よろしゅうございますか。

(委員)

ちょっといいですか。先ほど申しあげましたように、後期計画の内容が、まだ皆さん私も含めて理解ができておりませんので、それを聞いた後ですね、今の期間についてどうですかって聞くなりわかりますけれども、内容もわからないのに、期間をどうするのかとか、そういう審議はちょっと早いんじゃないかなと思います。

(座長)

内容が伝わってこないということで。

(事務局)

はい、まだ確かに今おっしゃられましたように、まだ内容をですねお伝えしておりません。これが5年に相当する形がいいのかどうかというのもございますので、よろしければ次の、2番目の議題に移らせていただいて、これが5年が適当なのか、3年でしたほうがいいのかというご意見がもしありましたらその段階でお出しただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(座長)

そうなのか。スケジュールはこうなる。そうすると、2点目、議題の2点目で内容がわかるのかな。そういうこと？内容は2点目で質疑しますと。皆さんにおはかりいたしますと。そういうこととございます。

それでは行ってみましましょうか、2点目に。そうすると、ずいぶんとわかると思いますけど。そうすると5年でいいやとか、5年は長すぎる3年でもいいかというようなご判断が付くかなと思います。よろしゅうございますか。

(委員)

<一同「はい」>

(座長)

それでは、議題の2点目「行動計画後期の内容について」改めて事務局から説明をお願い申し上げます。

議題2 行動計画後期の内容について

(事務局)

それでは、議題2項目の「行動計画後期の内容について」ご説明を申し上げます。資料はですね、こちらの住民自治によるまちづくりですね、市民協働部市民活動支援課というこちらの絵のついた資料になります。こちらを1枚めくっていただきますと、左側のほうに「これまでの取り組み」というものがあります。この住民自治の推進にあたりましては、平成15年からスタートしまして、実は満11年経っております。早いのか遅いのかは、いろんな取り方があろうかというふうに思いますけれども、各方面からいろんなご意見をいただいたり、研修会あるいは講習会を開催しながら推進して参りまして、住民自治という言葉だけは浸透してきたというふうには思っていますが、形としては先ほど部長も申しましたように、今年の4月末、ようやく市内21地域に地域協議会を設置することができたことは、紛れもない事実でございます。ただ、組織を設置して終わりということではなくて、これから、どういった地域にしていきたいのか、組織でできることはいったい何があるのかをみんなで考え、そして実践していくことが必要になってまいりました。

しかし、それに対する人、そしてモノ・カネですね、これがやはり揃ってないとなかなか地域で実践しようと思っても難しいということがございます。ですので後期計画では、基本的にですね、先ほど申しました10年計画、基本指針で残されていた課題と、これまでの組織づくりを通じていただいたご意見、それと各種アンケート調査結果、あるいは意見交換会などを参考にしまして、今回たたき台となる素案を策定したということで、その説明をするということでございます。

資料のですね2ページは、これは前期計画での成果を記載しておりますので、こちらは後ほどですね、帰ってご覧になっていただければなというふうに思います。

資料のですね、次の3ページ目こちらの方をご覧いただきたいと思います。前期計画期間での課題ということで、先ほど申しましたように、前期計画は平成22年度から今年までの5ヵ年計画となっております。先ほどふれましたように、各方面からたくさんご意見を頂戴いたしまして、概ねですね5つの課題というものが見えて参りました。1つ目が情報の共有化というところですね。市民と行政との情報が全然共有されていないとか、市が考えていることがよくわからないとか、あるいは市は明確なビジョンを全然示さないとか、そういった情報の共有化についての課題ということ。それと2点目が、組織を作っても一部の人に役割が集中しているということ。それと、ボランティアだけではなかなか人も付いてこないし、熱が全然入らな

いということ。こういった人材育成の必要性の課題。3点目が、組織内の連携がうまくはかられていないということ。いわゆる部会がですね、開催されていないということですね。また役員だけで決めて下まで情報がまわってこないという、そういった意思の疎通の問題です。また町内会長などについては、かなり厳しい環境にあるなど、組織運営の強化についての課題ということがあるということです。4つ目が、使い勝手のよい施設の運営になっていないということや、活動に必要な資金が不足しているなど、協働によるまちづくりの環境整備についての課題ということがあるということ。それと5つ目が、なぜこの住民自治が必要なのか。そもそもこの住民自治とはいったい何なのかということ。こういったことが末端の住民の方までご理解がされていないということ。あるいは、地域のまちづくりに市の職員が真っ先に協力するべきじゃないのかと。こういった更なる自治意識の高揚についての課題というものが見えてきたということです。

そこで後期計画では、基となる基本指針にまだ盛り込んでいない案件や先ほど述べました課題の解決、それと、設置しました21地域が自ら考え自ら決定して実践していくような環境の整備を行っていくために、下のほうですね、(1)の財政的支援から(7)の情報共有の推進までの7つの重点政策というものを今回の後期計画に盛り込んだということでございます。次のページなのですけれども、先ほどちょっとご質問があったのですけれども、計画の期間につきましては、来年の平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で、現在計画のほうの策定をいたしております。次に真ん中のほうですね、7つの重点施策について詳しく説明をしていきたいというふうに思います。

まず1つ目が4ページですね、財政的支援ということになります。これは協議会ですね、役員の皆さま方からいつもご意見・ご要望をいただいている項目ということなんですけれども。現在、これまで使い道や額が決まっていた補助金を一括して交付して、地域での用途裁量権の拡大をはかれるようにして参りました。しかし、必須事業である資源回收集積所管理委託業務、それと敬老会事業。これだけで実はもう9割くらいですね、一括交付金の額が占められているというのが現状でございます。「残り1割じゃなにもできん」という、こういったご意見をよくいただいているということです。ですので、今後ですね、補助金だけということじゃなくて、今まで地域に委ねている事業をですね、可能な限り市役所の中で統合をはかってですね、私達はこの一括交付金を減らすということじゃなくて、増やすということをしつかりと考えていきたいというふうに考えているということでございます。その方策については後ほど触れていきたいと思っております。また、今まで組織を設置していただく際に、強化支援策として150万円を交付しました。それと早く設置する地域へのメリットとしまして、組織育成強化支援補助金というものを30万円ですね、これを支給をしておりました。この30万円ですね、組織の基盤強化、そしてまた、地域の新たな取り組みというのが実際できております。地域での新しい取り組みという、そういったものが多くできております。それが時限立法というか、これが平成26年度までの補助金というふうにしてましたので、今年度でその制度がなくなりますので、せっかく新しい取り組みができてたのですけれども、その事業の

継続性とか、また地域での新たな取り組みというものができなくなるという、そういったことが予想されますので、私ども市の方としては、新たな支援制度を目指すために、現在財政サイドとですね、協議を進めているということでございます。それと行政が行っている事業についても、地域協議会の方へ協働事業として、委託が可能なものを選びまして、近くご提示したいと思っておりますけれども、下の図にですね、主な委託内容を参考に記載をしてるのですがけれども、今現在公民館主事が行っているようなものをですね、地域協議会で委託ができないかということ、それを人件費に当てるとか、そういったことができないかということで今、検討をしているということでございます。

次の2点目ですね、次のページ5ページですけども。行政の推進体制の整備ということですが。これは後ほど詳しく説明しますが、公民館などの施設をこれからコミュニティセンターへ変えていくことは、これは前期計画でも一応触れておりましたがけれども、前期計画期間内にはその環境を整えるということができませんでした。今回はですね、後期計画の中にしっかりと位置づけまして、コミュニティセンター化に向けて準備を現在進めているところでございますが、公民館からコミュニティセンターになるということは、いわゆる公民館がなくなるということになります。そうなりますと公民館主事、これについても廃止ということになります。したがって公民館主事に変わります、地域の総合的なまちづくりの支援職員といたしまして、地域アドバイザーをコミュニティセンターへ当面の間配置をしようということでございます。ですから、公民館主事がなくなったとしても、新たな地域アドバイザーとして各地域のほうに配置をすると、そういったことでございます。また職員の意識改革を徹底的にですね、今後も引き続き実施をいたしまして、地域の活動に際しては地元の一員として積極的に参加をするように働きかけをしていきたいというふうに思っております。

次の3点目でございます。6ページの活動拠点の整備ということになります。先ほどちょっと人の配置の件でふれたのですが、現在の地域の拠点となる施設が公民館ということになるんですけども、その活動内容は地域コミュニティの活動そのものと言っても過言ではございません。しかし過疎化であるとか高齢化が進行する地域においては、買い物弱者対策であるとか自主防災活動など、新たな課題が発生して、公民館それと自治会などによる既存の活動の枠組を超えた、新たな取り組みが必要になってまいります。特にご承知と思っておりますけれども、二見地域ではもう既に始まっていることなのですけども、地域の人たちの自らの働き場所、それと自主財源を確保するために地域資源を活かした特産品作りなど、収益事業に取り組む働きが見られているのですが、今公民館施設ということになれば、こういった収益事業に活用することができない、いわゆる馴染まない施設ということになっております。ですので、公民館を地域コミュニティセンターのほうに移行しまして、地域住民の総意による独自の地域活動の事業に取り組むことが出来る施設として、機能を強化をして参りたいというふうに考えております。ただし、社会教育とか地域の教養力の向上のための活動ですね、今までの社会教育。こういったものについては、中央公民館活動としてですね、これまでどおり市の方が各コミュニティ

センターを活用しながら推進をしていくということになります。さらにコミュニティセンターが地域住民の方の活動の拠点として有効に利活用されるようにするには、やはり地域のコミュニティセンターの管理運営というものは、これから地域協議会のほうにですね、委託するということが必要なのかなというふうに思っております。ですので、コミュニティセンターの管理運営については、地域協議会のほうに委託をする、いわゆる指定管理者制度を導入をして参りたいというふうに考えております。

下の図をご覧になっていただきたいと思いますのですが、公民館からコミュニティセンターへ移行した後のイメージ図というところなのですが、コミュニティセンターの管理には、一応3名は必要であるというふうに私どもは考えております。ですので、先ほど地域アドバイザーとして職員を1名配置すると言いましたので、残り2名がコミュニティセンターに必要な人員ということになりますので、この2名の方を地域協議会から雇用をしていただきたくということになります。そこで、我々としましては一気にですね、指定管理のほうに移行をしまして、地域協議会でコミュニティセンターの維持管理や責任をすべてお願いするというのは非常に難しいのかなというふうに思いますので、一部の部分委託からスタートしてはどうかと現在検討をしているということでございます。

一応移行の時期としましては、平成28年度からコミュニティセンターの設置条例を施工しまして、まずは施設の管理、いわゆる受付業務や備品の貸し出し業務、清掃業務、鍵の開け閉め、それに行政情報の提供や皆さま方の地域協議会の事務補助、こういったものを考えているということです。一方、配置する職員、これはどういったことをするのかということは、地域協議会で雇用する2名の職員を育てるために、しっかりと指導助言を行ったり、施設の維持管理、それに災害避難所業務、地域協議会などの総合的なまちづくりの支援を行うなどして、そういった支援を行うということです。ただし、その配置する職員については、将来的には複数担当職員に移行させるということを考えています。

そこで実は課題としましていくつかあるのですが、業務の部分委託となりますと、業務に対しての委託となりますので、単純な分、雇用する職員の給与が一応低くなるということですね。したがって、給与を増やすために他の業務を受けるとか、市のいろんな業務委託とかですね、そういったものを受けて給与を増やすとか、そういった工夫が必要だということです。一方、指定管理を最初から受けた場合は、責任は伴いますけれども、権限と包括業務ということで、一応おおかたの給与は確保されるということですね。この点についてはメリット・デメリットがございますので、今後ですね、市の内部でしっかりと協議して、それを地元としっかりと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それと出張所機能につきましては、今旧市の市内10ヶ所に出張所がございますけれども、その出張所機能については、地域協議会での管理運営を基本としていますので、現在出張所業務としてある収納業務とか各種手続き業務を残していたのでは、そういった管理が大変だと思いますので、一応出張所機能については原則廃止を予定をいたしております。いわゆる地域の人たちで管理運営しやすいものだけをコミ

ユニティセンターに残すということです。なお、地理的な条件を考慮しまして、ある地域によっては一部の機能を残すとか、あるいは充実をはかるとか、そういったことも現在検討をしているということでございます。

次4点目です。7ページをご覧くださいと思います。コミュニティと行政の意識改革となります。この部分はですね、市政協力員さんに関係してくる部分ということとなります。これまで市では、市民と市とのパイプ役として自治会、いわゆる町内会とか区会の長などの方に、市の非常勤特別職として市長が委嘱しまして、広報紙の配布や環境美化活動、あるいは住民実態調査などをお願いしておりました。この市政協力員制度については歴史も古くてですね、旧市では昭和32年からスタートして実に50年以上続く制度として、これまで地域行政の円滑な運営をはかるために支えていただいております。

しかしご承知と思いますが、社会環境の変化によって自治会を取り巻く環境というものが多種多様化しております。自治会長さんはいろんな地域活動に携わらなければなりませんので、非常に多忙な毎日となっております。それに並行して、市のほうからも各課が市政協力員さんへ業務の相談や各種依頼をしておりますので、さらに大変なご苦勞をおかけをいたしております。そのため本格化してまず地方分権の進展であるとか、厳しい行財政運営の中で、地域のまちづくりを一部の人たちだけ、いわゆる自治会長さんだけで地域のまちづくりを取り組んでいくということは限界がございますので、市のほうでは今、住民自治によるまちづくりを推進をしているということでございます。ですのでこれからは、市民の皆さん全員と一緒に協働でまちづくりを行っていくということをやはり考えていくには、これまで個人である市政協力員さんと行政という、個人と団体の連携という関係から、地域住民の皆さんで構成する団体と行政の、団体と団体の関係に改めることが重要になってきたということです。また、その他の視点から見直すべき理由として3つほどあるのですけれども、ちょっとご紹介したいと思います。

1つ目として、本来は自治会というのは、任意の団体で行政へ物言う立場にあるはずなのですけれども、今は市長が町会長さんとか区長さんなどに委嘱をして業務をお願いしておりますので、自治会そのものが行政の一部となってしまう、自治会長さんは行政に従属する関係になっているという、そういった点です。2点目が市の仕事をする立場と地域の代表者という立場を兼ねますので、一体どっちの仕事をしているのかよくわからないといった、こういった非常にわかりにくい環境にあるということです。3点目が業務の中心だった広報紙の配布をですね、民間のほうに安価で委託できる環境が整ってきたということです。そのようなことで、他市のほうでは、協働に向けた取り組みとして、嘱託員制度あるいは行政協力員制度の廃止というものが現在進んでいるということです。ですので本市としましては、現在の市政協力員制度を今回見直しを行いまして、図の上にあるように、これからは地域協議会を中心としたまちづくりにですね、移行させていきたいというふうに考えております。その主な内容といたしましては、下の市政協力員制度の見直しによってというところをちょっとご覧くださいと思います。

市政協力員制度の見直しに伴いまして、市政協力員さんが担っていた役割、すな

わち行政と地域のパイプ役などはいったい誰が引き継ぐのかというのが問題になるかというふうに思います。そこで、現在市内 21 地域において、地域協議会が立ち上がっておりますので、市政協力員さんの役割を徹底的にですね、廃止を前提に見直しを行いまして、どうしても、やはりどうしても地域にですね、お願いしなければならないものだけを絞り込みまして、そういったものを地域協議会へ引継ぎ、それに対する経費については、一括交付金として交付をするということでございます。具体的に説明したいと思いますが、市政協力員の見直しに当たっては、(1)から(4)までの方策を考えるということです。

1 つ目が市政協力員制度から地域協議会への連携強化への移行を目指しまして、先ほど申しましたように、市政協力員さんで担っていただいた業務で、どうしても地域に委ねないといけないものだけをピックアップしまして、それを地域協議会のほうに移行をするというものでございます。また、市政協力員制度がなくなっても、これはもう自治会は当然なくなりませんし、今後も存在し続ける任意の地縁の団体となりますが、今後も地域の最小のコミュニティ組織として存続するというので、特に自治会は、市民の皆さんに地域の情報、あるいは行政情報を確実に届けることができる唯一の組織でもございますので、地域協議会事務局、この事務局の役割の中に自治会との連絡調整業務をですね、盛り込んでいくことが必要だろうというふうに考えております。

次の(2)ということなのですけれど、広報紙の配布につきましては、民間への委託を考えているのですけれども、ただし、地域協議会でも委託は可能ということです。場合によっては広報紙の配布で地域のコミュニティ形成ができていて、あるいは配布の委託金を地域のまちづくりに使いたいということであれば、これまで通りですね、自治会を通じて配布をしていただければというふうに思いますし、民間に任せたいほうが都合がいいということであれば、民間をご希望されるなど、地域でですね、選択をしていただければというふうに考えております。

次の(3)となりますが、広報紙配布経費を除き、これまで市政協力員さんへの報酬相当額については、一括交付金のほうに移行させたいというふうに考えております。これまで個別に報酬として支給していたのですけれども、これを地域協議会へ一括交付しますので、それぞれの地域協議会の中でこれまで通り自治会への連絡調整費として、今度は市から自治会長さんということではなくて、協議会から自治会長さんへ報酬を支払うと。もしくは自治会長さんだけではなくて、協議会の役員さんへも報酬を使ったりとか、あとまちづくり活動に使うなど、そういったものを地域で今後は決めていただければというふうに思っております。

それと最後の(4)となりますが、これまで自治会への相談窓口というものは、これは自立した任意の自治組織ということですので、行政の支援窓口というものが非常に曖昧になっておりました。先ほど申しましたように、自治会の役割というのは重要でございますので、自治会活動への参加促進と活動が活発になっていきませんと、当然地域協議会の活動も発展していかないということが予想されます。そのため、市政協力員の見直し後については、自治会との連携方策をより強化しまして、例えば自治会の未加入促進の問題であるとか、規約の未整備地域に対する支援

など、こういったものを強化をして参りたいというふうに思っております。

次5点目の組織運営強化、8ページですね。こちらのほうになります。各地域の課題や問題点について出し合って、皆さんで解決に向けて考える、あるいは地域情報の共有化をはかったり、また連絡会議を活用しまして、行政情報を提供する、場合によっては行政からの提案をおこなったり、連絡調整のみならず、組織の強化につなげていくために、各地域協議会の会長さんで組織します、地域協議会連絡会議を設置をするというものでございます。旧市のほうでは総社教があると思いますが、それに変わるこの地域協議会の会長さんが集まった連絡会議を設置をしまして、情報の共有をはかったり、行政情報をお伝えしたり、そういった連絡会議を設置をするということでございます。

次にその下でございます、市民総合賠償補償制度の活用ということですが、これは各地域で公益的な活動をおこなっても、事故などが発生した場合、何も補償されないというのであれば、なかなかまちづくりへの参加も見込めないというふうに思います。ですので、地域のまちづくりに安心して参加できるような環境の整備として、これは見舞金程度です、一部の補償に限られてるのですけれども、全国市長会の補償制度を広くですね、周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に6点目になります、9ページですね。協働意識の醸成ということですが、基本的に新しい組織の立ち上げにあたりましては、柔軟に時間をかけてやりますので、基本的に今まで取り組んだことを引継ぐ形をとられている地域が多いのですけれども、やはり今後はこの住民自治によるまちづくりのビジョンであります、地域で考え地域で行動するまちづくりというものを目指していくには、地域の現状把握と課題は一体、この地域には一体何があるのか、そして地域では何を優先して取り組むべきなのか、それでは、それに充てる財源はどうするのかと、やはりしっかりと考える場が必要になってくるというふうに思います。そのため地域のまちづくり計画を今後ですね、策定をしていくということになります。

また、時代の変化とともに増え続けますさまざまな市民ニーズに的確に、効率的に対応していくために、行政だけでなく八代に住む人、それに八代で働く人たちの知恵や考え、行動力というものが住民自治には必要なのですけれども、その住民自治を推進するための根拠というものが今はございません。いわゆる、なぜ住民自治をしないといけないのかということだというふうに思うんですが、それを市民の方にまちづくりの考えやルールを、条例という形でお示しをしまして、みんなでこの八代市を守り育てるという意識をですね、醸成していくために、自治基本条例の制定を目指していくというものを考えていくということでございます。

最後7点目のですね、10ページですね。情報共有の推進ということになりますが、各地域の組織運営の強化やそれぞれの地域の情報を共有するために、昨年からスタートさせました情報交換会の開催や、あるいは地域住民の皆さんに、地域の情報を性格にわかりやすく伝えるための専門的なノウハウを学ぶための広報研修会を開催するなど、地域協議会と地域住民との情報共有の強化をですね、はかってまいるといいます。それと、地域協議会同士の情報共有の方策、さらに地域協議会と行

政の情報共有についても、今後しっかりと推進をしてまいりたいということでございます。以上が後期計画の素案に盛り込みました重点施策ということになります。説明は以上でおわります。

(座 長)

はい、ありがとうございました。ただいまについては、前期の課題をふまえて、後期についてはこうしたい、ああしたいというふうな事務局から説明がありました。そしてまた、先ほどもご意見の中にもありましたように、5年は長いのではないかと、3年ぐらいでどうか、というご意見もありました。しかし、5年というのはこれでいいのかなど。というのは、フィードバックも含めながら時間をかけてじっくり後期についてやっていくと、そういうような事務局としては気持ちかなど。そういうふうに聞いたわけでございます。

それでは皆さん、ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問がございましたら、どうぞひとつおっしゃっていただければ幸いかなと思っております。

(委 員)

今説明がありましたが、市政協力員を廃止するというで、今からの5年間の計画の中で、市政協力員が今までは一つの市のパートナーとして、今まで情報をほとんどやっていたが、これが住民自治のまちづくりと一体になって、市が一体になってやるということですかね。この付近がちょっと私も難しい問題だなと。その付近の説明をちょっとお願いします。

(座 長)

事務局、いいですか。

(事務局)

はい。これから市政協力員制度の見直しを行って、今までの個別に市長のほうに委嘱をしまして、379名の方にいろんな業務をお願いをしてたんですけども、なかなか自治会長さんの業務っていうのが多種多様化しまして、行政のお仕事だけじゃなくて地元のお仕事というのも非常に増えているというのが現状でございます。ですので、まず私ども行政でお願いしている市政協力員さんの業務を徹底的に見直し・廃止をですね、行いたいというふうに思っております。

例えば広報紙の配布であるとか、いろんなお願い事をしていると思うのですが、そういったものを見直し廃止を徹底的に行いまして、行政の内部の中です。それでどうしてもやはり地域にお願いしないといけないものだけを、これからは地域協議会のほうに委託をする、そちらのほうに委託をしまして、地域協議会の業務として、これからは地域協議会の中で町内会長さんに、それをなんていうか戻すというか、それをお願いするというので、業務のほうをお願いするという、こういったことで。

(座 長)

会長、納得いきましたか。

(委 員)

はい。なかなか難しい。市政協力員がなくなって、いわば各町内というのはどこでも町内長というのはつくるはずですから、ひとつの住民自治の役員の中には、当然町内長が入っていますから、そこはあまり変わりはないと思いますが、市報の配布とかそういうものは一括して今までどおり、やはりまちづくり協議会が今度は全部に、町内長に与えていくようにやってもらうとか、そういうシステムはあまり変わらないと思います。ただ、市の情報が密接にですね、末端まで伝わっていくかどうか、その辺が心配です。

(委 員)

同じ市政協力員の廃止の件ですけれども。見直しですね。これは慎重にやっていただきたいと思いますね。と言いますのが、私は鏡町ですけれども、今私達の町では区長さんというふうに呼んでおりますが、区長さんたちの役割というのは、広報紙を配るとかね、市との中継ぎと言いますか、橋渡しだけじゃなしに、結構いろいろなことをやっておられるわけですよ。そしてメンバーの交代はありますけれども、それなりの方々が「あ、あるほどな」と思われるような方々が、区長さんに地元で選ばれるのですね。しかも、そういう形でずっと長い間、歴史と伝統のある区長さん方なんです。ですから、ここをですね「もう区長さん方、もうあなた達はいいいよ」というようなイメージじゃなくてね、もし見直しをされるのであれば、上手にもっていかないとね、地域がガタガタになりはしないかなと、そういう感じが私はいたします。慎重に、ここは慎重に、やるのであれば慎重にやっていただきたいと思います。

(事務局)

はい。市政協力員の関係のお話かと思いますが、この問題につきましては、廃止ということではなくてですね、5年間の計画がございます。その中で見直しをはかっていくというようなことで、慎重進めていきたいということがございますので、そこら辺のご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

(委 員)

ちょっと関連ですけれども、まちづくり協議会の設立が終わりましたけれども、その中で規約をつくりました。まち協の規約ですね。その中で絞めてるウエイトというのが、市政協力員の任務が大きいんですよ。そして、まち協に提案するときには必ず市政協力員の例会で承認を得たものでないとね、まち協には提示してはダメですよ。まとまらないのですよ、そうしないと。だからそういうルールを作って規約を作ってきてるのですよ。今になってね、前期が終わったから後期の中で見直しすることになれば、まち協そのものも規約を変えないかんのですよ。これはまた

大きい問題が発生すると思います。はい以上です。

(座 長)

では、関連質問ですね。はいどうぞ、●●委員。

(委 員)

はい。今、市政協力員の問題がでましたが、いろいろ市政協力員の方々が広報紙などを配布してますね。各町内によって市政協力員の報酬というのがバラバラですね。こうなりますと協議会のほうで一律にある程度、協議会のほうでそれも決めていかないといけないと、というようなことになりはしないかと、いうふうに思いますが。そうしますと、今報酬がですね月1万円も取るところもあるし、年間2万円で済むところもありますので、この辺のちょっと協議はですね、どういうふうにするのかと。市のほうである程度その辺は考えておられるのか。お伺いしたいと思います。

(座 長)

はい。ただ今、●●委員のご意見、それから●●委員のご意見ひっくるめて、さて、市政協力員制度の見直し、どうあるべきなのか。もう一回再度、ひとつ明確なことは言えないと思います。やっぱり長い時間をかけてやっぱり検討されると思いますから。ひとつ事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、いろいろなご意見があるかと思えます。今たたき台で出しておりますのは、この5年間の中でですね、いろいろ詰っていくという作業になるかというふうに思っております。早く解決すれば、その次のステップにというのもあります。特に今、●●委員言われましたように、それぞれの協議会で自主的に規約を作られて、その中に入っておられる市政協力員さんの立ち位置というか、そういうものも今まで作ってこられております。それをふまえてですね、その辺もちゃんと含めまして、これからの協議会の役割、それから実際の町内会の役割、そういうふうなものですね、やはり話していきながら解決していければというふうに思っております。

今、報酬の問題もでましたけれども、今までは市政協力員さんに報酬がいったもの、それを協議会にお渡しすることによって、協議会の中で町内会のいろんな事務的な連絡ですとか、そういうふうなものを当てることも可能になってくると。それから市報配布も確かに、今、先ほどありましたけれども、地域との連携に非常に重要なものと、私達もそういうふうに認識を持っております。ですから本当はそれを一番生かしていただくのが一番いいのかなというふうに思っているところです。ただ、地域によってはどうしてもやっぱり難しい課題を持っているところもありますので、やはりその辺もふくめてですね、やはり市政協力員さんの役割というのをスリム化するというか、そういうこともですね、やっぱり検討していかなければいけない、ということでこういった形で提案しているところです。

(座 長)

さあ、みなさん。(笑い・・・)

(委 員)

市政協力員さんの改革というようなことで話がありましたけれども、ご存知の通り 379 名おられます。我々はちょっと代表できておりますけれども、やはりそれぞれ地区の責任者でもありますし、リーダー核でもありますので、それぞれ全員のですね、総意を聞いてから、ある程度廃止に向けていくのか、あるいは改革を起こしていくのか、それが大事だろうと私は思っております。それとひとつはですね、広報紙の件ですけれども、業者のほうに委託するというようなことで、非常に手間が省けて有り難いなと思っておりますけれども、懸念が 2 つくらいあると思います。

ひとつは広報紙にいつもくるのがポスターとですね、ひとつは回覧です。回覧になりますと、それぞれ世帯が多いところは、何人か役員さんに回覧を回してくださいというようなことで。先ほど鏡の●●委員からも話しがありましたように、やはり回覧を回すときはですね、手渡しで回すとか、やはり高齢者のおられる、あるいは一人暮らしのおられるというようなところは、やはりそういった相手の健康とかですね、交流も大事ですけれども、確認しながら、地域のつながりを大事にしていこうというような重要な回覧の役目もありますので、一概に業者に委託するのか、あるいは今までどおり、地域のそういった温かい面も考慮されるのかですね、そこもちょっと考えてもらいたいなというような感じがするわけです。

(事務局)

7 月 15 日に市政協力員さんの五役会議を開催させていただきました。その中でも慎重にですね、進めるべきという体勢のご意見がございましたので、8 月 4 日に理事会を開く予定にしております。そこからがスタートということで、その制度の見直しに向けた協議ということではなくて、本当にそれが必要かどうかもふくめてですね、ご意見を聞く場を設けたいというふうに思っております。

あと、先ほど私申しましたように、広報紙の配布は民間を基本とするというようなことを言いましたが、基本は先ほど課長が申しましたように、広報紙の配布でコミュニティができているというのは、こういったものはやはり、地域住民の皆さま方にこれまでどおりやっていただくというのが基本だと思いますので、それを前提にしながらですね、難しい地域については民間という選択肢もあるというふうに考えていただければというふうに思います。

(座 長)

事務局。推進 3 4 団体の皆さんが勢ぞろいのございますけれども、もし仮にみんな何か項目について反対といった場合には、どうなるのですか。座長から皆さんの気持ちを代表してお伺いいたします。

(事務局)

今出しておりますのは、後期に向けてのいわゆる全般的なまちづくりを進めていくひとつの方策として、こういう提案という形で今出させてもらっております。当然、例えば実施したとしても、どっかで見直しをしていくというのは当然この中で出てまいるかと思えます。これがすべてもう1からスタートして一番最後まで行くんだということじゃなくて、途中途中でですね、やはりいろんな見直し作業もでてまいります。そういうことで、例えばいろんなところの改善というのも当然これから必要になってくるかなというふうに思っているところです。

ですので「これ止めてもらいたい」ということがあれば、まずはそれは意見としていただいて、それが、例えば改善できるものなのか、やはり無理なのか、その辺はやっぱりですね、これから最終的に詰めていく中で、行政の中でも検討させていただきたいというふうに思っております。

(座長)

いや、事務局。最初私申しましたでしょ。フィードバックという言葉。それは今に当てはまる。最初から反対の項目があったらどうするんですかと私、皆さんを代表して聞いたわけですよ。フィードバックは皆さんご存知のとおりで、不備だというのを後から見直していくと、それがフィードバックですから。最初から反対ならばどうなのと。

(事務局)

その項目については、まずご意見として頂戴したいというふうに思います。

(委員)

すみません、もう3回目でございます。申し訳ございません。市政協力員の立場としてはですね、賛成反対というのは非常に難しいです。行政のスリム化の問題もありますのでね。あまり言えませんけれども。例えば校区に帰って、この話をしたらですね、相当不満がでます。校区では。

今は自分が市政協力員をしてるからあまり言えないところもありますけども、校区でこういう制度になりますよとなればね、相当問題がでます。と言いますのは、いわゆる婦人会とかいきいきサロンとかいう制度がありましてね、それをまとめるのはやっぱり市政協力員なんです。他の団体ではちょっと無理かもしれませんね。他の団体の意見を聞きながら、いわゆる最終的には市政協力員が例会で結論をだしてという制度を、やり方をとっておりますので、他の人たちの意見を聞いたらすね、相当問題が出てくるだろうと思えます。今は何かわかりません、聞いておりませんので。以上です。

(座長)

それは事務局、インプットしといて。

(委員)

補佐的に。今のこの市政協力員を先になって廃止するという話しですが。私も最初、市政協力員をとすることは一番気になったのですが。この市政協力員という市長から委嘱を受けて、みんなそういう気持ちでやっているわけですから。だから校区の市に対してのすべてをやはりお互い一生懸命協力してくれてるわけですね。これが、市政協力員でなくなって、各町内に戻って町内長として出た場合、おそらくですね、この住民自治をまとめるにあたってもまとまっていなかったと思いますよ。これについてはですね、それまで皆さんが協力して今まとめてきた。

ここで一応市政協力員を廃止するというのもう一時置いてもらって、そしてもっと住民自治のまちづくりが安定してきた時点でですね、そういう話を皆さんと一緒に検討して、あと廃止するという方向をしていただけたらと思います。でないちょっと早すぎると思います。

(座長)

今おっしゃったように、私が代弁をいたします。市政協力員協議会が一生懸命協力をして、そしてまちづくり協議会を一年前倒しで立ち上げた時には市政協力員はいらないと。そういうふうに聞こえますですね。事務局どうぞ、もう一回。

(事務局)

はい、今までですね、ご意見いただく中でも、確かに町をまとめるということで、市から委嘱をしてるということで、その責任をもって取り組まれているというのは、意見の中でも重々私達も理解しているところです。「まち協ができたので、もういないんですよ」ということではないというのは、私達も十分認識しているところです。ただ、これからですね、やっぱりまちづくり協議会を中心にまちづくりをしていう中で、やはりどこかでいろんな見直しが必要になってくるのかなというふうに思っております。

今、町内会の中で町内会の代表の方に市政協力員を委嘱しているという形をとっております。町内会のいわゆる会長さん方というのも当然いらっしゃいます。このまちづくりを進めるにあたって、基本的な自治会の単位というのは、一番重要な単位だというふうに、これはもう基本指針の中から当然うたってございます。まちづくり協議会ができたので、町内会・自治会はいらないよということではまったくありませんので、当然、先ほどの説明の中でも、十分ではありませんけれども、当然町内会、いわゆる自治会の、いわゆるこれから安定してやっていくためのですね、支援策も当然私達のほうで取り組んでいかなくちゃいけない、やはり表に立って出て行かなくちゃいけないというふうには捉えているところです。

そういう形ですね、確かにできてすぐなのに「もうこの話かい」というのは確かに。ただ最初に申しましたように、一応この後期の5年間の中でですね、この見直しの当然検討をしていくということで、この5年間が長いのか、短いのかというのはいろんなご意見があるかというふうに思いますけれども、その辺も含めてですね、検討させていただければというふうに思っているところです。

(座 長)

はい。ただいま、市政協力員の、いえば各校区長の皆さんが、ご意見を出たわけでございますけれども。さて、他団体の代表の会長さん方、いかがなものでございましょうか。ただいま、目視で語らずと、そういうことでいらっしゃいますけれども、何かありましたらひとつお聞かせいただければと思いますけれども。

(委 員)

その前に。今日が初めての出席なんです、坂本校区はですね、他の校区と違いまして、確かに特殊事情があるにしても、市政協力員数が70数名という突出したですね、人数になっておりますので、以前からこの件についてはいろいろ校区の中でも問題視しております。暫定的にといいますか、段階的にこれを半分、あるいは三分の一減らすのはもう当然な話だということで、住民自治の協議会の役員会とかですね、話は出ております。ですから、坂本校区は確かに特殊な集落が点在してまますのでね、いずれはそういう必要に迫られてということはあると思いますけれども、これを減らしていく方向で市の当局のほうはですね、検討してもらったと思います。

今、市のほうからですね、市政協力員の報酬が出てますので、末端の自治会・町内会では、自治会長の会長手当でも出してないところでございます。これで報酬がでないとなるとですね、とりあえずその末端の住民自治会員、町内会の会の方ですね、そのしわ寄せがいく方向にあるのは間違いないと思いますけれども、そういうことでございますので、坂本の事情を説明しました。以上です。

(座 長)

さあ、皆さん。実は、市政協力員の報酬です。実は現在1億2千7百万か。年間の総額ですよ。それがですよ、今、初めて私知りましてけれども、坂本の●●委員から。それがゆくゆくは半分もしくは三分の一ぐらいに減らすと、そういうことであれば、市政協力員制度は続けていったほうがいいのではないかと思うんですけれども。これは事務局の検討課題です。

(委 員)

地域協議会というのをなぜつくったかと。地域協議会はですね、要するに市政協力員を5年間くらいで無くそうと。この場合はですね、市政協力員の業務を地域協議会が引き受けてすればいい話です。まず、今市政協力員がしてるのは、一番問題になったのは、広報紙ですね。市報とか回覧とか。これを民間委託したならば、あとの業務は住民自治で可能じゃないですか。私そう思います。

今現在も私は両方してはいますけれども、住民自治がほとんど引き受けてしております。ただ市報配りなどだけ市政協力員がしているだけなのです。これを民間に委託したならば、市政協力員は、すぐになくすということではなく、5年間くらいのうちには当然なくなるのが当たり前じゃないかとそう思います。

(座 長)

はい、これは●●委員のひとつのご意見ですね。また、8月4日に校区長・理事で検討会を持ちますので、その時の貴重なご意見のひとつにさせていただければと思っております。事務局、それは書いておいて下さい。そういうご意見を拝聴したことを。

(委 員)

今私達の校区でも、各町内ですね皆さん方に、校区納付金ということで負担金をお願いしてるわけでごさいます。市から金は来ますけど、それだけでは運営できませんので、各一所帯あたりですね、1,500円をいただいているわけでごさいます。これを消防、それから体育協会、各種団体にですね、配布してるわけでごさいます。この徴収はみんな今市政協力員がやっているわけですね。

そうしますと、協議会でやるとなると、こういう我々が今各町内の住民の方にお願ひする交付負担金はいらないように市が財政援助するののかというのをひとつ明確に示してもらいたいというふうに思います。

(座 長)

事務局、わかったですかね。今、代陽校区におかれましては、一世帯から年間1,500円徴収して、そしてその1,500円を各種団体に配分していくと。そうすると・・・何でしたか。

(委 員)

結局は、今各所帯から1,500円拠出しておられる、それが市から来るのかと。市がそれだけの財政支援をするのかと。それと、今市政協力員はこの校区の負担金を集めるために今、労力を出していますし、各町内でも自主的な事業をするのにも、結局は各町内で年間6000円とかいろいろ徴収しているわけでごさいます。この辺をどういうふうに考えておられるのかということです。

(座 長)

1,500円各世帯から徴収してる、そうすると今度は、その分行政が補填してくれるのか。

(事務局)

その意見につきましては、補填ということはまずないかと思ひます。あくまでも先ほど申しましたように、町内会が基礎の一番基準・基本となる自治会ですので、そこでやられる活動は自治会のみなさんでやられると。協議会でやる分の負担について、今市政協力員さんが、今徴収されているということですのでけれども、それを町内会の中で、町内長を中心にした町内会の中で、ただ、形が変わると。いわゆる市政協力員というのはあくまでも行政のお願いをしている部分ですので、今言われた町内会で町内費を集めるというのは、あくまでも町内会の役割ということになりま

すので、やはりその辺をやっぱりすみ分けをするというのがひとつの役割になるのかなというふうに思います、この見直しの中の。

(委 員)

結局は、私達は、現在町内会長と市政協力員を兼ねてるわけですね。だから申し上げたわけでごさいます、あくまでも町内会の運営と協議会の運営は別だということになりますね。そうすると、協議会の運営としてですね、1,500円ずつ一所帯から出させているわけですよ。それを言っているわけですよ。いいですか。

今、代陽校区住民自治というのをつくっていますね。発足したでしょう。平成24年からですね。その運営費としてですね、各所帯から1,500円ずつ徴収しているわけですよ。それが結局はですね、今あなたの論理でいきますと、それは町内ではないかと言われるけど、町内が基礎になって校区が今実際のところ動いていますので、その辺の財源はどうなのかと。今おたくの論理でいくと、それは町内会の勝手であってですね、町内会の勝手であって町内から1,500円校区の運営費ですよ。協議会の運営ですよ。それ出してるのは自由じゃないかといいますか、なんと言いますか、その辺はやっぱり従来通り、やっぱり町内で負担していかないと、それは補填しませんよということですね。

(事務局)

この協議会での活動というものは、当然その地域の、いわゆる自治会が一番主体になりますので、そこで皆さんで出されたもので運営されているというのが原則の話かなと。それに行政の方から一括交付金の中で自主的にまたその中で新たな活動とか、そういうものにできる部分については、一括交付金をまず使っていてやっていただくという部分も当然あるかというふうに思っております。

(座 長)

はい、●●委員。それでは●●委員のご意見で、意見が出尽くしたわけではございませんけど、次に進ませていただきます。どうぞ、お願いいたします。

(委 員)

今、座長のほうからも各団体のほうの意見はないかということでございますが、私も直接市政協力員をやっておりませんので、この問題については口挟む問題じゃないと思っております。ですから、提案でございますけれども、次のですね、市政協力員の会の中で、そこら辺りも少し煮やしていただいてですね、今日出ました意見をひとつ大事にさせていただければと思います。

(座 長)

そういうふうにさせていただきます。ありがとうございます。それでは、先ほど申しましたように、意見が出尽くしたわけではございませんけれども、3点目に入ってそして、時間がありますれば、皆さんにまたお伺いしたいと思いますので、

議題の3点目に入らせていただきます。

それでは、議題の3点目、住民説明会のスケジュール調整について事務局からお説明を願います。

議題3 住民説明会のスケジュール調整について

(事務局)

それでは、住民説明会についての説明を申し上げます。こちらはですね、地域協議会の会長さんだけお配りしております。こちらですね、ご案内文書なんですけども、八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）に関する住民説明会についてということです。先ほどスケジュールのときにお話しましたように、パブリックコメントを11月に予定してますので、それを逆算しますとやはり8月、9月には住民説明会をおこなっていく必要がございます。先ほどからいろんなご意見でおりますけれども、先ほど市政協力員の内容については、先ほど●●委員からも提案があったように、市政協力員さんの五役会あるいは理事会を通じて、並行しながらですね、議論を深めていきたいというふうに思います。

一応、予定としましては、並行してなんですけど、8月より本日の資料をもっと簡素化した資料を作りまして、各地域へ説明会をですね、各地域に説明に伺いたいというふうに考えております。予定としましては、8月1日から9月30日までの期間での開催を予定しております。8月は夏祭り等で大変お忙しいというふうに思うのですが、できますならばご協力の方お願いをいたしまして、大変ご迷惑をかけますが日程調整をですねお願いをしたいというふうに思っております。住民説明会の対象はですね、一体どこまで広げるのかということだと思いますが、これについては各協議会ですね、ご判断にお任せをしたいというふうに考えております。

依頼文書の裏面をご覧いただきたいと思いますが、一応FAX送信表をお付けをいたしておりますので、希望をしていただく日程をですね、第一、第二希望まで記載をしていただきまして、大変申し訳ないのですが、7月31日（木）までにご回答をですねいただきたいというふうに思っています。別にFAXでなくても結構です。電話連絡でも結構ですので、第一、第二希望での回答をですね、すみませんがお願いをしたいというふうに思っております。説明は以上で終わります。

(委員)

7月31日までになっているけど、私どもの日奈久ではですね、会議が全部終わってます。前半でね。住民自治のほうも、それから市政協力員のほうも全部終わってます。ちょっとこれは・・・日にちはずれたらいいませんか。

(事務局)

一応、私どもの希望でございますので、地域のご判断でかまいませんので、できるだけ7月31日に近い日付でご回答いただければなと思っております。

(委員)

来月になります。すみません。

(委員)

今までの論議の中で、市政協力員の皆さんともう一回じっくり話をしなさいという話ですね、ちょっと時期がはやいんじゃないかといろんなご意見があったですね。そういうのをふまえるならば、8月4日に理事会でしょ。臨時理事会でしょ。これでこの問題についてもう一回やるわけでしょ。やる前に8月1日から地域説明会をしますっていうのはおかしいんじゃないですか。まとまってないやつを説明するわけ？

(事務局)

行政の考え方を地域にお示しする・・・

(委員)

そうじゃなくて、8月4日説明会するんだから、理事会で。その中で決まったあとにね、この予定をしないと大変なことになりますよ。恐慌突破ですか？

(事務局)

ご意見ありがとうございます。確かに個別の課題として、4日にやるという話をしております。事務局としましては、あくまでも総括的な意見を皆さんに聞くという前提がありましたので、8月1日くらいからということでお出ししておりますけれども、その辺のですね日程調整は多少ずれても構わないというふうに思っております。4日以降ということの説明会をしたいというふうに思います。そういうことでよろしく願いいたします。

(委員)

町内会長さん、また校区の住民自治の皆さんのおかげで消防団は成り立っております。地域安全・安心のため、今からも頑張る所存でございますが、私ちょっと仕事の都合上、退席いたしますので、よろしく願いいたします。

(委員)

何回もすみません。一応この説明会はですね、各校区に日時は地域に一任するというですけれども、一応開催日は土日祝日でも構わないというようなことで配布してもらっておりますけれども、時間は夜でもいいんですかね。

(事務局)

はい。結構でございます。

(委 員)

それと、開催する前にですね、チラシの作成は各校区に任せるのか、事務局のほうで内容的に用意されるのか。それはどっち？

(事務局)

一応統一しましてですね、例えば協議会だよりに載せていただくとか、公民館だよりに載せていただくとか、あるいは私どものほうでチラシをですね、お作りしまして各公民館に貼ったりとか、チラシを置いたりして周知をはかってまいりたいというふうに思います。

(座 長)

さあ、皆さん。時間も少し押ししたような感じがするんでございますけど。後期計画に向けて皆さん、何かこういうことを要望したいとかありましたら、そういうふうな時間に設けさせていただければと思うんですけど。

(委 員)

私はひとつ、これはいい話じゃないかと思うんですが。代陽校区のですね、自治会長さんがさっきおっしゃられました、各家から 1,500 円徴収してるっておっしゃったですね。それはまちづくり協議会を始めてから別途にこれは寄せられるわけですか？初めてではないでしょうか？

(委 員)

協議会が始まってからです。

(委 員)

麦島校区でですね、最近ちょっと話題になったんですが。社協というのがありますよね、八代市に社会福祉推進協議会。それがまだ住民自治の中に入ってないという事実があるわけですね。それで、なぜかなとといいますと、住民自治の役員はすべて社協の、逆に言えば社協の役員は住民自治の役員をしている。研修旅行もこの前行きました。将来は、坂本事務局長いらっしゃるので、住民自治と将来を共に、一緒にしなきゃいけないというふうな話も聞いてたのですが、何年か後にそうふうなことがあれば、地域においてもそういう計画を一緒にしていけばなと思ってるんですが。

(座 長)

何か、事務局長ありましたら、一言。

(委 員)

今、田浦委員さんの話ですが、社協ですか？総社教ですか？

(座 長)

社協です。社会福祉推進協議会。

(委 員)

社会福祉協議会？校区福祉会？いろいろ紛らわしい団体名前ありますので。各校区の校区福祉会ですかね？が住民自治の麦島のほうに、ちょっと私も内容がしっかり聞き取れませんでした。

(座 長)

一員として入っていないということだそうです。

(委 員)

校区福祉会は、住民自治の傘の中に入るということで、全校区足並みを揃えて出発をいたしておると、私認識をいたしておりますが。今麦島のほう、実はそうなんだよと、ちょっと耳を・・・。

(委 員)

27年度に入るとかいう話は、何年か前に聞きましたけれども。

(委 員)

そうですか。私がですね、例の、この場で申し上げます、世帯会費 200 円の取り扱い。最初の段階から皆さん方から財源問題のことで、半分住民自治にどうだろうとか、いろいろご指摘をいただいた件。その際に、全校区が住民自治、出発するまでは、今のままで対応せざるを得ないというお話をしてきたのは、当時からいらっしゃる委員さん方はお耳になさってると思います。それに向けまして、私のほうも、今日●●会長いらっしゃいますが、校区福祉推進連絡協議会の各校区の会長さん方と中身のお話をさせていただきまして、じゃあ各校区温度差がありますから、各校区の実状に応じて上下 100 円くらいまでをそれぞれの住民自治の活動費にあてられないかというお話しを今ちょっとお話し合いをさせていただいておるところでございます。

そういった中で、今日実は資料をみて今後後期の計画、いろんな仕組みが大幅に変わるようでございます。いろんな財源の手立ても行政のほうもしっかりとなんか考えて持って行きましょうという謳い方がされているようでございます。そういった中で、またこの財源問題につきましても、徳田会長もいらっしゃいます。いろいろお話し合いをさせていただきながら、また前に進めさせていただきたいと思っております。校区福祉会のほうは、ちょっと私のほうも帰ってから、麦島の福祉会のほうと確認作業をとらせていただきたいと思いますので、この場では省略させていただきます。以上でございます。

(委員)

今まで会議をやっております、全部ご出席いただいております。

(座長)

ということで、その他としてお聞きしましたんですけど。それでは、改めまして、その他のその他にいきます。それでは、その他事務局ありましたらお願いいたします。

その他 ①H25 年度開催した団体連絡会議の委員報酬について

(事務局)

事務局のほうからお詫びのご連絡です。実はですね、前回第 15 回の団体連絡会議を開催しておりますけれども、大変申し訳ないのですが、手違いがございまして、当日の参加者謝金が振り込まれておりません。お気づきの方がどのくらいいらっしゃったかわからないのですが。申し訳ありませんが、これから口座に振り込む手続きをさせていただきますので、ちょっと遅れますけれども、これから前回の分の振込みをさせていただくということで、ご了解いただければというふうに思います。申し訳ございませんでした。

今のおわかりいただけましたでしょうか。前回のですね、1 月 20 日、第 15 回のこの団体連絡会議を開催しております。

(座長)

利子をつけて振り込みますと（笑い・・・）

(事務局)

利子はつくかわかりませんが。実はその謝金ですね、参加された皆さんの口座に振り込まれていなかったというのがつい最近判明いたしまして、大変申し訳ないんですけれども、これからその手続きに入らせていただきますので、大変申し訳ございません。

その他 ②地域要望制度についての回答

(事務局)

事務局からもう 1 点ご報告がございます。去る 7 月 1 日にですね、地域協議会の地域リーダー養成研修会をですね千丁支所でのほうで開催させていただきました。その際、地域要望制度についてですね、たくさんのご質問がございました。一部回答ができずに、今日のこの場で回答するとその旨お伝えしてましたので、そのご回答をさせていただくということです。質問の趣旨はですね、「今まで要望については、校区の要望と各町内の要望それぞれ優先順位をつけてたと。それを一つにまとめる

のはもう難しいのではないのか」という、そういったご意見でございました。そこで、この地域要望についてはですね、各方面、行政内部もそうなんですけれども、各町内、各校区からいろんなご意見をいただいているのが現状でございます。ですので、すべての地域協議会が立ち上がって満1年、来年ですね、1年を迎える来年度については、一部見直しをしたいというふうに考えております。

ただ、工事の実施件数に対して要望件数っていうのは非常に多いですので、実態にそぐわないのは現実問題として事実でございます。ですので、具体的に優先準備のルールを決めて示すのか、あるいは違う方法を模索するのか、あるいは現地調査会を設けた方法がいいのか、これを出張所長さんとか公民館主事、あるいは建設部の職員をいれてですね、いろんな角度から検討してまいりたいというふうに思っております。ですので、今おこなっている地域要望については、見直すということで一応お答えをさせていただくということでございます。

(座長)

お聞きの通りです。なかなか簡単に一兆一石にはいかないものです。これ言い忘れたっていうことございましたら、お願いします。

なければ以上で終わりたいと思います。後期についてなにかありましたら、事務局のほうへお尋ねをしてください。それではこれにて、本日の住民自治推進34団体の連絡会を終わらせていただきます。大変ご苦勞さんでございました。終わります。

(事務局)

徳田座長におかれましては、大変ありがとうございました。ここで、今後の予定についてお知らせいたします。最初にご説明いたしましたけれども、次回の会議は来年の1月を予定しております。後日改めまして、開催の通知などを発送させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、より一層、住民自治によるまちづくりへのご理解とご協力をお願いし、協働によるまちづくりを進めていければというふうに考えております。それではこれももちまして第16回八代市住民自治推進団体連絡会議を終わらせていただきます。皆様どうもありがとうございました。